会 議 議 事 録

1 会議名	令和5年度長岡市男女共同参画審議会
2 開催日時	令和5年9月29日(金曜日)午前10時から11時30分まで
3 開催場所	まちなかキャンパス長岡301会議室
4 出席者名	【委員7名】
	石川 伊織 高橋 利彦 横澤 勝之 西山 雪江
	長沢 憲英 樋熊 憲子 髙橋 花碧
	【事務局5名】
	茂田井女性活躍推進担当部長
	松木人権・男女共同参画課長 米山人権・男女共同参画課課長補佐
	高頭人権・男女共同参画課係長 鷲頭人権・男女共同参画課主査
	【説明のために出席した職員】
	五十嵐市民協働課長 五十嵐長寿はつらつ課長 佐山学校教育課長
	深澤子ども・子育て課長 近藤危機管理防災本部防災政策担当課長補佐
	曽根健康増進課課長補佐
5 欠席者名	【委員5名】
	清水 祐子 黒岩 海映 小山 安栄 米山 宗久 鷲尾 達雄
6 議題	(1)第三次ながおか男女共同参画基本計画の進捗状況及び質問に対する回
	答について
	(2)審議会等の女性登用率について
	(3)男女共同参画に関する調査・研究(メディアリテラシー)について
	(4) 意見交換
7 審議の内容	
発言者	議事内容
	1 開会
	2 あいさつ
	3 自己紹介
	4 会長、副会長の選出
	委員の互選により決定した。
	5 議題 (1)第三次ながおか男女共同参画基本計画の進捗状況及び質問に関す
	る回答について
会長	では、本日は今期の任期の一番初めということもございますので、事務局
	から審議会の役割について、ご説明をお願いいたしたいと思います。

事務局(人権・男女 共同参画課)

それでは審議会の役割について説明をいたします。

資料 No. 1条例等規則を抜粋した資料を用意しておりますので、お手元にご用意ください。

本審議会は、男女共同参画社会の形成を目的とした長岡市男女共同参画社会基本条例の第25条に基づいて、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を審議するため、市長の附属機関として置かれるものです。

審議会は、男女共同参画社会の形成に関する基本的事項や、ながおか男女 共同参画基本計画に関する事項及び市が実施をする男女共同参画社会の形成 を促進する施策又はこの促進を阻害する施策について市民からの苦情等につ いて、市長の諮問に対し審議をいただき、答申をするものです。

また審議会はこのほか、男女共同参画社会の形成に関し、市長に意見を述べることができることとなっております。説明は以上です。

ありがとうございました。それでは、議題に沿って進行させていただきます。

まず、第三次ながおか男女共同参画基本計画、令和4年度の実施状況と令和5年度の事業計画についてご審議いただきます。皆様には進捗管理表が送られていると思いますが、そこに対して皆様から出していただいたご意見ご質問について進捗管理表の修正を行ったものが、資料 No. 2 進捗管理表修正箇所一覧にまとめられております。

この修正箇所一覧を反映したものが今日お配りしてある進捗管理表の新しいバージョンであります。回答が必要な質問に関する担当課からの回答は、資料 No. 4 進捗状況に関する質問回答一覧にまとめられていますが、ここで全部を扱うのは時間の都合上難しいので、あらかじめ決めさせていただいた資料No.3 にあります審議会説明項目一覧の8項目に関して、担当課から口頭で回答説明をお願いしたいと思います。

それ以外の質問についての回答は修正箇所一覧あるいは質問回答一覧の方 に掲載の通りでございます。

説明に関するご質問については、のちほど時間を設けますので、そのとき にいただきたいと思います。

説明は事業の変更点やポイントに絞りまして、簡潔にお願いいたしたいと 思います。

それではまず、人権男女共同参画課から事業 No. 10 と 74 についてよろしくお願いいたします。

人権・男女共同参

人権・男女共同参画課です。よろしくお願いします。

画課

事業の説明に入ります前に、計画の概要についてご説明をさせていただき ます。

長岡市では平成23年に長岡市男女共同参画基本条例を制定し、市と市民及び事業者の責務を明らかにし男女共同参画によるまちづくりに取り組むことを定めています。

ながおか男女共同参画基本計画はこの条例に基づいて策定され、現在の第 三次計画は令和4年度から令和13年度までの10年間の期間としています。

四つの基本目標の実現に向け、22 課で実施している 74 事業について、令和4年度の実施状況と、令和5年度の実施計画を確認をいただくものとなっております。

それでは議題5の(1) 第三次ながおか男女共同参画基本計画の進捗状況及 び質問に対する回答についてご説明をさせていただきます。

第三次基本計画実施計画進捗管理表をお手元にご用意いただくとともに、A3判の縦の資料No.4質問回答一覧をご覧ください。

こちらは事前に質問いただいたものについて各担当課からの回答を取りま とめたものです。

時間の都合によりまして、資料No.3説明項目一覧の8項目について説明をいたします。

その他の質問については書面での回答とさせていただいております。

それでは事業 No. 10、政策方針決定過程への女性参画割合向上についてご 説明をいたします。

この事業は、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある 人々の性別に偏りがない社会を目指すため、市の審議会等の女性登用率を 40%から60%とすることを目指すものです。

年に一度の全庁的な通知により、女性登用率の向上を呼びかけ、各課で担当する審議会における向上を図っております。

各審議会における委員の選出方法を、「○○の長」から、「○○の長又はその推薦する者」のように見直すことで、単にあて職として男性に偏りがちな選出を改めたり、定数や公募の人数を変更することによって女性委員を新たに加えたりするなど対策が行われました。

その結果、72 ある審議会等の内、19 の審議会等において女性委員の登用率が上昇しまして、令和5年度の登用率は38.0%となり前年度の35.4%より2.6 ポイント上昇しました。

事業 No. 10 については以上になります。

続いて3ページをご覧ください。

資料 No. 4の3ページの最後となります、事業 No. 74 国県及び周辺市町村

等との連携についてご説明いたします。

本事業につきましては、国や県等が開催する研修会やオンラインでの意見 交換会等に参加しまして連携を図っています。

また新潟県女性財団と共催で女性のキャリアアップに関する研修会等を開催しているものでございます。

ご質問をいただきました困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に向けた国・県との連携及び市町村基本計画策定の予定についてでございますが、現在県において計画策定が進められております。

県担当課によるヒアリングが行われておりまして、当市として把握している課題等について、県の方にお伝えし、また計画に取り込んでいただくよう求めていきたいと考えております。

努力目標とされております基本計画の策定は必要と考えておりますが、まずは今年度内に示される県の計画の内容に注視しまして、男女共同参画基本計画への付加を含めて、具体的な形を検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

ありがとうございました。

ではこの74番についてご質問いただいた方、今の回答いかがでしょうか。 ありがとうございます。

国の方で新しくできましたのでその関係をお聞きしたわけでございます。 県の方も計画を作られているということなので、できるだけ早いうちに市の 方の計画もできると整合性が取れるのではないかと思います。よろしくお願 いします。

だいたい国の基本法であるとか基本計画に比べますと、新潟県の場合には 新潟県の基本計画等の方が、内容的にはやはり突っ込んだものとなっていて、 これを踏まえて各市町村が、努力義務ではあるけれどもかなり多くのところ で基本計画を作っていますが、そこを見ましてもやはり、各市町村の実態に 合わせて相当突っ込んだ内容になっております。今回も県の基本計画を見な がらということが県の基本計画よりも後退するようなことにならないよう に、その辺は信頼してお任せしたいと思いますが、がんばっていただければ と思います。

それから、10番の課題につきましては、やはりあて職については相当努力 して読替をなさった結果、登用率を上げられたと思います。

特に昨年度の審議会で問題があったのは、昨年の場合ちょっと落ちたか横 ばいだったのかなと思います。これをどうにかするということで、かなりご 努力なさったと思いますが、ここから先が非常に大変だろうと思いますけど、 よろしくお願いしたいと思います。

会長

委員A

他のご質問等々についてはまたのちほどご意見等はお伺いすることといた しまして次にいきたいと思います。

では続いて各課から説明をお願いいたします。

まず初めに事業 No. 13 について危機管理防災本部からご説明をお願いいた します。

危機管理防災本部

事業 No. 13「防災分野での女性の参画促進」についてご説明します。

こちらの事業内容としましては防災会議の女性委員の割合を増やすという ことで、まず防災会議について説明させていただきます。災害対策基本法で は、防災会議の組織は条例で定めることとなっており、長岡市防災会議の委 員は長岡市防災会議条例で規定されております。

その条例の規定によりまして、委員は行政関係機関や市職員のほか、指定 公共機関、公共的な団体、有識者、学識経験者などで、市長が定める職にあ る者とされておりまして、第1号から第8号までそれぞれ決められておりま す。

第1号から第6号まではその職にある者であり、第7号は道路や通信等の いわゆる民間機関の代表ということで定められておりますので、こちらの方 の登用率を上げたいということで令和4年度は活動して参りました。

まず、令和4年度当初の市の防災会議の女性登用率は5.9%とかなり低調 であったため、人権・男女共同参画課にも相談をしながら、令和4年度中の 令和5年2月1日の改選に向けて各民間機関に働きかけを行いました。

それぞれの団体の長ではなくて職員でも構わないということで、委員にな っていただくようにお願いをしたところ、幾つかの所からお引き受けいただ き、女性委員の増加を図りまして登用率を20%まで上げることができました。

地域防災計画の実効性の確保のためには、行政機関である国・県・市につ いても女性登用率が上がってこないと影響が大きいところですが、これらの 委員数などの母数は減らせないことから、引き続き働きかけていきたいとこ ろです。

そのほかご指摘いただいておりました、令和4年度の評価に記載しており ました女性の視点の多角化という表現についてですが、これは誤解を招きか ねない表現となっておりました。

女性の数は男性と同じほぼ半数であるにもかかわらず、防災会議の女性登 用率がかなり低いというところから、女性の参画の拡大を図りましたという 表現に修正させていただきます。以上になります。

ありがとうございました。

一応、いろいろご質問、ご意見書かせていただいたんでほとんど私が質問 したみたいな形になりますが、心配していたことではなかったということで、

安心いたしました。

進捗管理表には、各課でこういう問題についてこういう取り組みをやってこれだけ成果を上げたよという、うちの課はがんばってるぞっていう宣伝・アピールをしていただく場合と考えていただいた方がよろしいと思います。記述の内容は具体的にわかるように数値を置いて、これだけ頑張ったぞと自慢してください。よろしくお願いしたいと思います。

ほかのご質問につきましては、まとめて、討論する時間を設けておりますので、のちほどもう1回伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

では、続いて22番。健康増進課からご説明をお願いいたします。

健康増進課

事業 No. 22 ながおかヘルシープラン 21 の推進ということで事業名を上げさせていただいております。

ながおかヘルシープラン 21 というのは健康増進、健康づくりの総合的な計画になっておりまして、生活習慣病予防や、運動・食事その他に心の健康づくりも位置付けられ、計画をきちんと進捗管理をしていくという位置付けで設定されたものです。第三次男女共同参画基本計画の中では、男女の生涯を通じた健康支援との記載となっております。

このヘルシープランにつきましては、次の計画が令和6年度から第三次として新たに策定しているところでございます。

委員の質問にありましたように事業内容の自殺対策の取組みが令和4年度の実施計画に記載がないとのことについては、ご指摘の通りではありますが、令和4年度の進捗管理表の方に自殺対策が明記されていないのは、ヘルシープランが総論的な計画ですので、その健康づくり計画全体の中に、心の健康づくりが位置付けられているということで記載をしていなかったところです。委員の方からご指摘があったように本当に自殺対策は長岡市の喫緊の課題になっておりますので、令和5年度の実施計画の方に、もう少し自殺対策の事業等の計画を修正追加をして明記をさせていただければと考えております。

自殺対策の状況や評価につきましては、概要の方にも示させていただきましたが、様々な健康相談会やゲートキーパー研修会、あるいはSOSの出し 方研修会を小中学校で実施するなどの様々な取組みを実施しております。

自殺対策につきましては、関係団体や関係課が連携をしながら経済問題、職場の悩み、介護の問題とかあるいは性別・年齢によって本当に様々な原因があると考えられており、現在この自殺対策計画の方も令和6年度から第三次の新たな計画を策定途中であるため、男性・女性あるいは年代に応じた事業がしっかりと充実して計画されるように、皆さんの意見をお聞きしながら準備をしているところでございます。以上です。

会長

ありがとうございました。

委員B

この項目について、ご質問いただいた委員の方からはいかがでしょうか。 ありがとうございました。ヘルシープランには記載がなくても男女のプランにはちゃんと記載が入っているので、明記されない以上は見えてこないので、それで質問させていただきました。

会長がおっしゃったみたいに、アピールしてください。自殺対策は特によ ろしくお願いいたします。

会長

では、続きまして、事業 No. 25 につきまして学校教育課からお願いいたします。

学校教育課

学校教育課です。事業 No. 25 番の思春期青少年相談についてのご質問についてお答えいたします。

学校教育課所管の子ども青少年相談センターでは、小学生から 19 歳までの 青少年及びその保護者の相談に対して、切れ目なく、専門性の高い支援を行っております。令和4年度の相談件数は 5,197 回で年々増加しているところです。

相談の対応にあたっては当然、男女共同参画の視点を踏まえて対応しておりますので、進捗管理表の修正をさせていただきました。

さらに、人権侵害ですとか、LGBTQの視点を加えて、主訴をお聞きし、 その背景や原因を探り養育や就労あるいは社会生活における困難さを解消す ることができるように、いろいろなアドバイスを行ったり、関係機関につな げたりして支援をしております。

次にスクールソーシャルワーカーについてのご質問の部分についてですけれども、令和4年度の実施計画に記載しましたように、カウンセラー兼スーパーバイザーから悩みを聞き取ってもらったり、アドバイスをもらうことも大変有効ですので、引き続き対応しておりますが、相談内容によっては、関係機関につなげるケースも実際多くなっております。

そこで、令和5年度には個々の状態に合った適切な支援につなげる役割を 担ったスクールソーシャルワーカーを設置いたしましたので、このことにつ いて実施計画では前面に記載させていただいたというところです。

男女共同参画の視点が求められる相談ケース、ということでしたので、児童生徒間における男女差別の現状についてですとか、子どもの目の前で夫が妻に手を挙げるいわゆる面前DVについての相談等々があったわけですけれども、対応事例としては特段、進捗管理表に取り上げて記載する必要はないかなと考えましたので、文書掲載しておりません。

ご指摘いただいた点について修正させていただくとともに、足りない部分 のご説明をさせていただきました。以上です。 会長

ありがとうございます。

4年度に書いてあったことが5年度に書いてないということは、5年度にはやらないのかなと受け取られかねないので、4年度にやってたのをさらに発展させて5年度にはさらに、例えばここで言っているそういうスクールソーシャルワーカーを追加するということでしたらば、それが追加であって、前のものをスクールソーシャルワーカーに入れ替えたのではない、ということがはっきりわかるようにお書きいただいた方が、宣伝になるかと思います。やはり、いま個々の事例についてどこまで書けるかというのはプライバシーの問題等もありますので、大変難しいとは思います。これ全般についていえることですが、男女共同参画の課題というのは、うちの部署では考える必要がないというような部署あるいは担当している政策には関係がないというのはほぼないので、この基本計画はすべての部署に対して、いろいろな政策を立案してやってくださいということを記載しているものだと思うのです。

そういうわけですから、一見するところ例えば健康増進全般、学校教育全般に関する問題であるから、特段ここでその中に組み込まれているからそのものをそのまんまっていう形のお話がありましたが、考えていただきたいのは、その問題が男女共同参画の観点からはどういうふうに見えてきて、何が問題になってるのかということを、進捗状況の中に書き込んでいただけないかなと希望します。

例えば同じ政策が男女共同参画の審議会でないところでしたら、これだけの件数やったから頑張りましたと言えるとは思うのですが、ここでは男女共同参画に関して、その政策がどういう意味を持っていたのかということを、市民に伝えられる形にしてもらいたいというのが私の考えです。これは過去の審議会でも何度か委員からご指摘があったことですが、やっぱり男女共同参画の展開を見るとこの政策はこういうことなんだっていうことが伝わるようにしていただけると、読む側の一般の市民がどの程度進捗してるのかっていう状況をこの表をもとに、政策課題についての理解がより深まるだろうと思いますので、質問させていただきました。

会長 市民協働課

続きまして事業 No. 40 について市民協働課からお願いいたします。

事業 No. 40 コミュニティ推進事業の進捗についてご説明をさせていただきます。

こちらの事業は、地域活動コミュニティの場においても男女共同参画を推進し男女がともに地域づくりを進めていくために、男女共同参画に関連する事業をコミュニティセンターが実施し、女性の参加を促進する検討を行っているというものであります。

令和4年度につきましては、男性を対象とした料理教室等コミュニティセ

ンターで実施をさせていただき、あわせて講師をコミュニティセンターに派遣いたしまして男女共同参画の必要性を周知し、防災体制を検討する講座を 実施するという内容になっております。

実施状況・評価といたしましては、コミュニティセンター14 施設で、男性 を対象とした料理教室等を開催をさせていただきました。

40回、延べ485人の参加をいただいたところでございます。男性の家事に対する理解を深め、地域において仲間づくりや地域との繋がりづくりという評価をしておるところであります。

その中でご質問といたしまして、男性対象の料理教室は教室自体は人気だけれども、これが必ずしも男性の育児参加に繋がっていないのではないかということで、男性の家事に対する理解は男性が家事に主体的に従事することによって図られ、これに与えた影響をどのように評価するかというご質問をいただいたところでございます。ご指摘の通り、確かに料理教室というカテゴリーはいろんな要因で人気をいただいております。

例えば、実施したコミセンの担当から聞きましても、まったく普段料理をしないから料理をしてみたいと思ったとか、あるいは配偶者の方に勧められて、あなたも少しくらい料理ができるようになりなさいと言われて参加したとか、もしくは普段から料理はするんだけど、レパートリーを広げたいと思って参加をされたとか、いろいろな方がいらっしゃいます。

そんな中で、教室そのものは人気ということで、参加することで家事へのハードルが低くなったとか、家族に料理を作ったりしたとの声も聞いておりまして、料理を通して少なからず、男女共同参画に影響はあったとは思います。ご指摘の通りそれは家事に主体的に繋がってるかというと、いかんせんまだハードルが高くて、きっかけづくりにはなってるのかもしれませんけれども、主体的に取り組むところにはまだ至ってないという部分があろうかと思います。単なる趣味で料理を始めましたとか、ということではなくて、家事の一つとして、積極的に主体的に参加できるよう、取組みの支援が必要ととらえております。

大変ありがとうございました。

以前は、「私作る人僕食べる人」っていうようなCMがありましたが、最近ではそうでもないけど、でも考えてみると料理してあげるよとか、あるいは僕の趣味だからといって料理はするけれども、あと片付けはしない男性とかっていうのが、見受けられます。

そのレベルを超えて、家事全般の中にちゃんと男性が加わっていかなきゃいけないという問題だととらえること、そして、どうやったらそこに繋がるのかということが、次の踏み込みどころかなと思いますので、料理教室、や

らないよりは当然やった方がいいんでしょうけれども、さあ次はなにに踏み込むかってことを、一緒に考えていただきたい。勉強していただきたい。よろしくお願いいたします。

子ども・子育て課

では続きまして、事業 No. 48、子ども・子育て課からお願いいたします。 事業 No. 48 番の母子保健推進員活動でございます。

こちらの母子保健推進員につきましては、各地域の推薦を受けて市の方でお願いしている方々でございまして全市で 200 人を超える方が協議会を結成して活動いただいているものでございます。

こちらの母子保健推進員につきましては、主に地域のコミュニティセンターですとか関係課などと連携しながら、育児に関する講座ですとか、親子の交流会などを開いていただいているところでございます。

また各地域にございます親子サークルへの支援などにも取り組んでいると ころでございます。

このたびの質問でございます地区活動、協議会活動と、地区における母子保健推進員の活動でございますが、こちらの協議会については予定3回のところは2回、地区活動については120回予定のところは169回活動があったというところで、その増減理由でございます。

まず協議会活動につきましては、具体的には体操講座と赤ちゃんとのコミュニケーション講座、それらを3回予定したところでございますが、協議会活動につきましてはそこに記載の通りでございます。

12月に予定した1回について、大雪で開催が困難ということで開催ができなかったところでございます。

またもう一方の地区活動については予定を上回る開催実績となったところでございますが、こちらにつきましては、昨年度はコロナである程度落ち着いたところもございまして、活動が再開されたところで、今までしていなかった分のところで皆様一所懸命活動をしていただいたところでございます。

また、今年度につきましても、昨年同様にそれぞれの地区活動と、協議会 活動を予定してるところでございます。

ありがとうございます。

気候変動も大きくなってきて開催が不可能な事例など、確かにあると思いますし、コロナの問題では随分皆さん悩まれただろうと思います。

ですので、数字だけ見ると何だろうこれってびっくりしたところがありました。実際には、日常的な活動の結果は、特別な要因に基づいてこうなってるっていうことがわかれば嬉しいので、修正していただいてありがとうございました。

事業 No.51、長寿はつらつ課からお願いします。

長寿はつらつ課

No.51 の高齢者や介護者の相談窓口の運営についてでございますが、市内 11 か所の高齢者の公的な相談窓口である地域包括支援センターにおいて様々 な相談を受けております。この地域包括支援センターについてですが、市内 の 7 法人に委託をしているものです。相談ですけれども、例えば介護保険を 利用したいですとか、福祉サービスを紹介して欲しい、最近高齢の家族のも の忘れが気になるとか、そういった困り事や、お悩みをお聞きしまして、必要な制度や適切な支援機関を紹介するなどしております。

その対応者ですが、保健福祉の専門職で、社会福祉士、保健師、看護師、主 任介護支援専門員等が対応に当たっています。

ご質問に対する回答ですけれども、地域包括支援センターで受けた相談の 実件数が令和4年度は6,178件、令和3年度は6,024件で、令和4年度は154件増加となっております。

増加の理由としましては、コロナ禍での行動制限が徐々に緩和されまして、 市外の親族の往来が増加して、男女問わず親族からの相談が増加したものと 思われます。

家族からの相談が市外からの家族なのかどうかというところは集計を取っていないので、地域包括支援センターの職員の感覚というような形になります。家族からの方は認知症ですとか病気等で介護が必要になってという相談が多くなっています。

相談内容は認知症・病気というだけの問題だけでない場合もありまして、 複数の相談内容が複合的に関わっていることが多くて、関係機関との連携を 要するようなケースも多くなってきております。引き続き地域包括支援セン ターにおいて、相談者の話をしっかりと聞きまして、医療機関や介護事業所 等と連携しながら、支援者の介護負担等が生じないように、高齢者に関する 様々な相談に対応していきたいと思っております。

会長 委員B 質問事項を出していただいた委員の方はいかがでしょうか。 ありがとうございました。

今第三次の計画なんですが第二次の時もこの項目がありました。それで、 三次の期間だけの説明ではわからなかったのでご質問させていただきました。計画としては繋がっておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

では、議題1に挙げました、各担当課からの説明が終わりましたので、ご 質問のある方は挙手をお願いいたします。本日お答えできないようなご質問 につきましては、後日、事務局で取りまとめて担当課に照会して委員の皆様 に、回答を送付することになっておりますので、よろしくお願いします。 何か今のお話を聞いた上で、追加のご質問や、ご意見ございますでしょうか。

委員B

No. 55 に、安心安全な相談窓口の体制整備、ここでは配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談は前年度から 61 件増加しましたと書かれています。 次の No. 56 は児童生徒の被害相談への対応・支援、令和4年度の被害発生の報告はありませんでしたと。No. 59 配偶者暴力相談支援センターの運営、ここにも数字が上がっておりまして、同伴児や経済困窮、若年層における問題など、相談内容が多様化、複雑化していますと、それぞれ計画について取組みを上げていただきました。

ですが、子どもたちは家庭とか、社会、学校関係全部をまとめて生活してるので、配偶者暴力相談支援センターへの相談が増え、なおかつ支援については同伴児など問題への対応が複雑化している。さきほど 25 番のご説明にもありましたソーシャルワーカーも入っています。でも、子どもたちや保護者から、体罰を受けているという被害発生の報告がなかったというのは、これは私ちょっと問題意識が、意外だなと思いました。

というのは、体罰が何かを知らない子どもなのか、それが勘違いしてる親なのか、また一つずつの計画がバラバラかもしれませんが全部繋がって、それぞれの政策の中に生かしていただきたい。

是非ともアンテナは高くしないと、対応は遅くなってしまうので、その辺 を心配して質問させてもらいました。

人権・男女共同参 画課

児童生徒に対する暴力ということで、ご家庭内や学校であったり様々な場面でのことが考えられるんですけれども、それぞれの機関で担当する事案についてはそこで早期発見するように努めていることは間違いないと思いますが、例えば配偶者間の暴力に子どもが巻き込まれているとそういったケースがあった場合は、いろんな機関が絡み合っていると、いうことが考えられると思います。

そのようなケースに対応していくために、要保護児童対策協議会、DV防 止ネットワーク会議などを私どもで構成をしておりまして、市の関係機関、 それから教育委員会、警察、児童相談所、医師会、民間支援団体が連携をと って情報共有をしておるところです。

私どもの相談のところにも連絡が寄せられたりとか、私たちがキャッチすれば教育委員会なり子ども家庭センターなりに連絡するといったことを支援者の中では非常に密に行っております。

本人、子どもたちが声をあげられないことがあったとしても周りの誰かが 気づいていく、そういった支援窓口に繋がることで、早急に適切な支援策に 繋がるという体制をとっているところでございます。

ご指摘いただいた状況も想定しながら、より一層の強化に努めていきたい と思います。

委員B

アンテナが上がっていない限り、子どものいじめは見つからないし、ケースは見つからないと私は感じます。

実施状況としては、年度末に児童生徒及び保護者に体罰アンケートを実施 し、状況把握に努めた。令和4年度には被害発生の報告はなかった。こう書 かれているんです。

それで、今お話があったように、DVの相談もあり、いろいろな支援もあり、そこにいる子どもたちの学校に報告がなかったっていうのはゼロと考えることはちょっと私には不可能だったんですね。

それで、今後ともいろんな形で対応して支援していただきたいなという思いでご質問させてもらいました。

No. 25 の時も、面前DVもあるというお話もあったので、その同伴児がそばにいますのでDVということも考えて、子どもの答えをそのまますべて信じることはできないのではないかなということなんです。

よろしくお願いいたします。

学校教育課

「令和4年度被害発生の報告はありませんでした」というのは、その上に書いてある児童生徒及び保護者を対象にしたアンケートの中では見つからなかったということです。相談センターの方に来ている案件もあるわけですので、全くないという表現はちょっと良くなかったのかなと思いますが、この辺りの記載の仕方、伝え方を工夫したいと思います。

委員B

ひょっとしたら命に係わることかもしれないのでよろしくお願いいたします。

会長

私から51番のところで、お伺いしたいと思います。

市外の親族からのご相談ではないかっていうようなお話がありましたが、 例えば長岡市としては、市外に住んでいる方たちから、市内に住んでいる高 齢者の介護等についての相談は受けている、例えば市内に住んでいる人たち が市外に住んでる高齢の両親について相談する場合には、そちらの自治体に してくださいというお話になるけれども、長岡市役所から少しアドバイスは していただけるのか、お答えいただけますか。

長寿はつらつ課

両親が市内で子どもが市外という時は、高齢の親が市内に住んでいますので、もちろん相談を受けています。

その逆のパターンで、市外に高齢の親がいて、市内に相談者がいるというようなパターンは、一旦そのようなお話があった場合は、ご相談はお受けしております。

ただ、実際サービスを使うとか、本当にご本人がどう思っていらっしゃる とかどういう状態ですとかというところになりますと、やっぱり管轄の市と なりますので、そちらにつなぐことになりますが、了解を得ないでつなぐと 会長

いうことはないです。お話をよくお聞きした上で、支援をということになれ ば、おつなぎをするような形をとっております。

ありがとうございました。

そういう形でご相談はとにかく、受けられるということでしたら、その辺 のアピールが市民に向けてできていくと、市民の方としても助かると思いま すのでよろしくお願いします。

他に皆さんご質問。よろしいですか。

ご質問ないようですが、後でまた皆さんに一言ずつでも、ご意見やご要望 等を聞いていく時間がございますので、まずは、今のところはこれで。

会長

では次の議題に移ります。

議題の3女性登用率について、事務局から説明をお願いします。

議題3、審議会等の女性登用率について、説明申し上げます。

お手元に資料 No. 5、長岡市審議会委員会等における女性の登用状況(令和 5年度)をご用意いただければと思います。

令和5年度の審議会・委員会等における女性登用率は、太字の数字38.0% となりました。

令和4年度が35.4%でしたので、上昇をいたしました。

今期の第三次計画では、目標値を40%から60%と設定をしており、さらな る登用率の上昇に向け、一層の取り組みが必要であると考えております。

登用率が上昇した要因としての主な取り組みは、特に男性が多い国や県の 機関の長にあて職化されてきた選出を見直したことにより、女性を推薦いた だけたこと、全体の委員数を見直し、女性が加わりやすい構成に見直したこ となどを、各担当課で行いました。

目標に到達しなかった要因及び対策といたしましては、いわゆるあて職と しているものについては、選出対象となるような団体の長に、男性が多いこ と、要領の改正等により、あて職でなく団体内で女性の選出をお願いしても、 適任者がいない場合があること。他の団体からは、所長等が就任しているこ とを理由に、同等の役職者を推薦される傾向にあることなどが挙げられます。

委員改選の際に女性委員の選出をお願いするよう努め、趣旨を理解し、女 性を推薦してくださる場合も増えてはいるものの、組織によってはなかなか 候補者が見つからない場合もあり、歯がゆさを感じるケースも残っておりま す。

なお、現在の枠組みの中で、女性を探すだけでは限界もあり、様々な団体 の長や審議会委員となりうるリーダー層に女性が増えていくことが必要であ り、社会全体で意思決定層に関わる女性をふやしていくことが課題であると

事務局

考えております。

継続して、庁内全体に働きかけを行い、目標の40%から60%に到達できるよう、さらなる女性登用率の上昇に取り組んで参りたいと考えております。

ありがとうございました。

皆さんご質問等、例えば皆さん所属していらっしゃる機関の方々が、ご意 見だとかいただければ大変参考になるんですが。

この表を見させていただいて、増えているのはすごくよくわかるんですけれども、監査委員とか農業委員には女性が入りづらいのでしょうか。その組織の運営上、女性が入ってもなかなかっていうような要素があって少ないのかそれとも、昔からこういう傾向で、それがずっと続いているということなのか、その辺が知りたいと思っていました。

個人的には単純に定数を倍にして、男性半分女性半分にすればいいじゃないと思うんですが、それはできない話ということならば、少なくとも今の人数を変えずに、女性を増やしなさいといってもなかなか増えないと思うので、例えば一定期間、定員を増やして、女性は専用枠を設けた上で、年度が進んでいくごとに本体部分に食い込んでいって、増員した分はいずれゼロにするとか、そういう大技が出せないかなあと思ったところもあります。

ありがとうございました。

事務局いかがでしょうか。 はいご意見ありがとうございます。

引き続き、毎年度何かしらの委員の改選というのがございますので、いただいたご意見を参考にさせていただきたいと思います。

ご覧いただいた通り、監査委員、農業委員、農業委員は今年度は女性が5名という情報もあり、改善が徐々に見られているところでありますが、やはり委員おっしゃる通り、これまでの傾向で引き続きそれを受け継いでというような、この方が辞めたらまた男性をご紹介いただく形も多いように聞いております。

そういった全庁的な傾向といいますか、事情はあるかと思いますがなるべくそれらを解消できるように、いただいたご意見を参考にしながら努めていきたいと思います。

ありがとうございます。

確か、監査委員はわからないのですが、農業委員はその農業を経営している主体、だから農家の長でないと駄目で大体そういうのって男の人ばっかりでっていう、そういう形で非常に難しいところがあったと思うんですけど、監査委員は何か、特別に少ない事情があるのでしょうか。

監査委員は4人しかいない上、改選期がそれぞれ違っています。その中の

会長

委員C

会長

事務局

会長

事務局

1人は市議会議員で、議会からの推薦になります。

今まで女性議員は1人しかいなかったという事情もあると思います。他の 委員については、改選の際に同様の職の方を後任に選ぶことが多いなどの事 情から、現状では女性の監査委員はいないという形になります。

ただし、監査委員に女性を入れないといけないという意識は強く持っておりますので、今後は変わっていくことと思います。

こればっかりはなかなか微妙なところがあります。

事務局の方でお願いできればと思います。

では皆さん他にご質問等はないようでしたら、次の議題の4、調査研究に ついてお願いします。

続きまして資料No.6 男女共同参画に関する調査研究報告書をご覧いただきたいと思います。

まず、これまでの経過をご説明をしたいと思います。

この調査は平成30年度から、公的刊行物における男女共同参画の課題として、市民へ全戸配布の形で最も多く配布をされている市政だより及び同時に配送される文書等を対象に調査を行いました。

第二次計画の最終年度であった令和3年度までの調査結果を、昨年度の当審議会において報告を行うとともに、市のホームページで公表をいたしました。指摘箇所数は、平成30年度が20か所、令和元年度が22か所、令和2年度13か所、最終年度である令和3年度は指摘事項なしとなり、成果を得ることができました。

なお、今後人事異動による職員の入れ替わり等があっても、その影響を受けないよう、全庁的に男女共同参画の意識を浸透させるため、引き続き、第 三次計画においてもこの取り組みを継続することとするものです。

令和4年度については、これまでと同様に市政だよりと同時配送文書を対象に調査を行いました。

具体的には性別による固定的な役割分担をイメージさせるようなイラスト や写真が使われていないかについて、当課で運営している男女平等推進セン ターウィルながおか職員が毎月チェックをしました。

その結果、令和4年度の指摘事項はございませんでした。

引き続き、職員向けの広報活動の手引き、男女共同参画の視点による広報 チェックリストの活用、職員向けのアンコンシャスバイアス研修を実施する など、職員向けの意識啓発を進め、無意識の偏見を生まないような情報発信 に取り組んで参りたいと考えております。以上です。

ご質問はありませんか。

会長

会長

事務局

では、ご質問等ないようですので議題は、一応全部終わったことにしたいと思います。

会長

時間を取ってありますのでここで皆さんからご自由にご意見、ご発言をお願いしたいと思います。意見交換の場としたいと思います。

口火を切ってどなたかご発言いただけますでしょうか。

委員A

先日新潟の方で、性風俗で働く女性のための相談事業を行っている団体の 代表の方の講演をお聞きしました。

お聞きしたら長岡の方にも支援に入られているということで、性風俗で働く女性の課題というのはなかなか見えづらく、性風俗というのは、様々な問題を抱えている女性の皆さんの期間限定の共助の場とされているところですけれども、働く方々は様々な問題を抱えておられます。そういった課題について福祉の方では手を差し伸べることはなかなか難しいけれども、新しくできた法律の中ではアウトリーチ型の相談体制が取り扱わているかと思いますので、計画を立てるに当たってはアウトリーチ型の相談というものを視野に入れた計画にできればと思っています。

その代表の方によりますと、福祉は性風俗には勝てないけれども、負けないことはできるというふうに言われていますので、何とか負けない程度にやっていけるようにがんばりたいと思っています。

ありがとうございました。

市役所の方から、なにかありますか。

| めりかどうこさいました

人権・男女共同参 画課 県の計画策定の委員にこちらのNPOさんが入られているのは承知しております。他の策定委員の方も言っておられますが、相談ができるところがあ

いうことをおっしゃっていました。アウトリーチ型というお話もありましたが、なるべくそういった方にも情報がいくように工夫をしていきたいし、そのような活動をされているNPOさんとも連携をして情報共有をしていきたいと思います。

るから、ぜひ行ってみたらと言うんだけれども、なかなか行ってくれないと

会長 委員C

会長

次にご意見ある方、お願いします。

事業 No. 6 についてです。

男女共同参画学習ということで、小学校中学校で男女共同参画に関する学習を行うという記載がありますが、計画では年1回以上ということになって、 実際に4年度は何回ぐらいされたのかなという素朴な質問です。

様々な行事日程などで、授業のコマもなかなか割けないように承知していますが、1回実施したのか、3回から4回程度できたのか、それが一つ。

それと、中学生の段階で、特に女子生徒さんに技術系の職域を見ていただ

- 17 -

けるような機会を確保していただけないかなと思います。

昔は男の子はバスや電車の運転手など、女の子は花屋さんやケーキ屋さんがよく聞くところだったと思いますが、今状況が変わって、女性もかっこいいものや強いもの、大きいものなどに興味関心を示していると思います。

逆のことは当然、男性にも言えるわけですけれども、そういった方向に興味関心を示してくれたとしても、それが就職するという段階になると、選択するための情報が少なくて、なかなかそちらの方に進んでいかないということがあるように思います。

今、大学・高専、企業、市役所などが連携しながらいろいろな事業に取り組んでいるものがありますので、そういった視点で、女性を技術職・専門職に興味を持ってもらうためのきっかけづくりや情報提供の場を作ってもらえないかと思います。

子どもだからレベルを下げてということではなく、ハイレベルのままのものも見せてもらっていいと思います。ありのままを見せるような場を何か作っていただけないかと。

それと、そのことの広報を市のホームページだけではなくて、学校から生徒や親御さんに情報が伝わるような形が必要だと思います。すごくいいことをしているのに、詳しい人たちだけが技術的なことで満足しているのではなく、一般の人が全然見えていないのではないかと。

あとは感想ですが、農業委員の選出で、経営主体の方つまり農家の長でないとなれないのではないかとの話がありましたが、実際に農業されて大変なのは女性も同じです。準備から後片付けも女性ががんばっているということを、知り合いからもよく聞いています。もしそのような条件があるのであれば、共同参画に適合しないということになるでしょうから、そこはもっと柔軟に対応していただけるといいのではないかと思いました。

あとは子育ての駅を地域ごとに設けていただいていますが、一時預かりを しているところが少なく感じます。

就職の準備セミナーなどをやるときに、会場の都合で、幼い子を連れてこられると困るというのもあるようです。

そういったところで、就職すれば、家庭の状況もそれに合わせていくと思いますが、就活している段階で、支援がちょっと届いていない。

ハローワークで伸ばしても預けるところがないことで、その人のスキルやキャリアが働くことで提供できないのはすごくもったいない。子育ての駅ごとに機能が分かれてるのは承知していますが、できればもうちょっと支援を増やしていただけると大変助かります。

学校教育課

ご意見ありがとうございました。

確かに事業 No. 6番については、男女共同参画学習を1回以上実施します という計画を立てています。

各学校においては年間授業計画どおりに執行していると思います。

ただ、それ以外にも世の中のニュースや出来事があった時に触れるという 場面もあるでしょうし、学年単位で考えようということをする場面もあるか と思います。

1回以上実施しますと言っておきながら、その結果を調査していないということについては反省しておりますし、そのカウント方法も考えないといけないと思っております。1回をどういうものとして捉えるかということを考えていきたいと思いますので、またご意見いただければと思いますし、変えていきたいと思います。

人権・男女共同参 画課 私の方から、女の子に技術職の経験をさせて欲しいというお話についてご 説明します。

計画段階ですが、中高生の女の子限定にプログラミング講座を予定しているところです。

ミライエで実施する予定で、プログラミングを習得するとか、そこでやってみて経験して、さらにそういった意味で活躍している女性の先輩、就職して活躍しているロールモデルの方からもお話をいただくような、そういったものも今検討しているところです。

この場合、カリキュラムの中に組み込めないと、なかなか授業という形で やれない。

そうすると、男女共同参画の話をする時には道徳の時間に入れ込むか、あるいは体の問題を特に扱うということになると、保健とか体育の授業の中に入れるしかないとかっていうなことがあって、大変難しいことになっているみたいなので、ご苦労があろうかと思います。私の経験で言うと去年、五泉市の中学生相手にオンラインでLGBTの話をした時には、これは確か総合学習の時間に入ってやってたと思います。何か工夫をしないとなかなかうまくいかないみたいだけど、だいぶがんばっていただいて嬉しいと思っています。

あと、私の記憶だと、ちょっと前に長岡技科大で土木女子養成とかって随 分授業してくださったことがあると思いました。

大学の方でもそういうことが必要になってくると思いますし、そういう専門の委員に女性を入れようと思っても知識を持ってる女性が、今のところ進学状況だと本当にある特定の分野では極めて少ないというのがありますので、これから努力していかなきゃいけないかなと思います。

子ども・子育て課

子ども・子育て課です。

先ほどの一時保育の関係で、子育ての駅にご意見賜りまして、ありがとう ございます。

一時保育につきましては、子育ての駅のほかに保育園の方でも一時保育を やっております。そういう中で、いま国の方で誰でも通園制度ということで、 親御さんが就労しない方について、保育制度の拡充も検討中でございますの で、それらを踏まえまして私どもの方でも拡充ですとか検討して参りたいと 思います。

委員B

ありがとうございました。いろいろ質問させていただいております。

第三次の分の計画も、計画どおりではないかもしれませんが、いろいろな 形で計画を実施していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い いたします。

委員D

私、JAの経営管理委員ですけれども、女性枠ということで入っているんですね。一般の方は、三十数名おりますけれども、普通の選出された女性はゼロなんです。私たちは女性枠という特別枠みたいな形で入っています。

組織の中の問題だとは思うんですけれども、総代ですとか上のクラスには 女性の参加は少ないんです。

農業という体質から来てるのかなと思うんですね。昔から、女もがんばってやっていますけれども、一番上にはやっぱり家長みたいな形で、男性が全部やっていた。そこの家の代表として男性が出る。

女性が出にくいような、何とか女性も出てくれないかなと思いますけれども、やっぱり男性の意識と、女性の意識という昔ながらの農家の意識みたいなのが強いのかなあ、なんて思っています。

でも実際内情はどうなのかっていうと、女ががんばらないと回らないんですよ。だから、いろんな組織で応援してくださるのは大変ありがたいです。

お米を作っていますが、女性の中でも、ある程度意識を持って大きな農家ですと男性はお米を作る、そうして自分は加工品を作るっていうので、別個で仕事を持っているという女性がだんだん増えてきている。

そういった中で、私達JAの中でもどんどんそういったことをやっていきたいと思います。

昔からの農家の気質ですね、そういったものを変えていくっていうのは大変だと思いますけれども、女性は頑張っています。

委員E

人権・男女共同参画課の推進計画に則って、今月の中旬に講師を呼びましてジェンダーギャップ指数について講演を行いました。そこで気づいたことというか、一つは社会全体の複雑性が高まって、働き方もそうですけど、少子化とか、日本の国そのものの位置が低迷しているということもあるのですが、そこに対して女性も、いろんな諸外国のデータを見ていくと市民参加型

の社会を作っていかないといけないのだなと感じます。

企業でも、世代間ギャップはあると思います。平成の時代にがんばってきた男性優位の社会背景があるので、私もそういうところでやってきましたが、最近当社の女性社員も増えてきていますので、10年後20年後であれば女性管理職は必然的に増える形にはなります。

それから、長岡市さんにお願いとして、多分されていらっしゃると思うのですけど、企業トップの方へのアプローチですね。我々その現場で動いてる者よりさらに上の人間は、どうしてもやっぱり男性じゃなきゃ管理職じゃなきゃいけないということで男性中心となってしまうので。その辺を根底から揺さぶりをかけるみたいなことが大事なのかなと。その辺の世代間ギャップがあるかなと思いました。

もう一つは市民参加型の啓発ですね。

長岡市さんがこちら、細かく計画を推進されていらっしゃるので、多分一般向けのセミナーもされていると思いますが、もう少し住民参加型のジェンダーギャップ指数とかアンコンシャスバイアスはこういうものだというようなものも共通言語くらいに広まってくるといいと思います。時間がかかるかもしれないけど、それが根づいていくというのが長岡市らしい男女共同参画社会の在り方なのかなと思いました。

委員F

事業 No. 30、生活困窮者学習支援事業というのがありまして、令和4年度の実施状況・評価で、利用者が9人、利用回数が409回ということで回数はすごく多く感じますが、利用者が少ないと感じています。小中高校生を対象に、生活保護世帯及び就学援助基準にある世帯で学校等から依頼があったとありますが、こちらは学校から依頼をしないと通えないのかとか、通うためにはハードルが高いのかなと思ったのですが、その辺どうなのか。

事務局

生活支援については、本日出席をしておりませんので確認をいたしまして、 のちほど皆様の方にお伝えをさせていただきます。

委員F

具体的な質疑応答を聞きまして、私は長岡で生まれ育ったわけではないのですが、地元よりも男女共同参画に向けた整備が明記されていて細かく取り組まれていてうちの地元も見習っていかないとと感じました。

私はSNSも使っていて、生まれたときからインターネットがある世代ですけれども、よくインターネットで目にするのはLGBTQの課題についてで、私の小さいころまではそういった言葉があまり浸透していなくて、男の子はこうあるべき、女の子はこうあるべきという風潮は流れていたし、遊ぶおもちゃなどが制限されていたこともありました。

LGBTQとか、男女の隔たりをなくしていこうという取り組みがあるおかげで、性別に違和感を持つ人たちとか、自分のことを押し込めるのではな

くて、この人には話してみようとか、自分のことを考えてみようかとか、見つめられるきっかけを与えてくださっているので、この計画の進捗状況を聞いて、過去にこうあるべきだという中で育ってきた身としては安心できて生きやすい世の中になっていくんじゃないかなと思いました。

会長

網羅的にこう政策を挙げてありますけども、これからは個々の政策についての課題について、質とか中身を今度は高度化させていくことが求められているかなと、ご意見を伺いながら思いました。

例えば性風俗業界の女性の件の問題については、問題にはなっていたけれども、今までは特にそれについて明記して何かやってこなかったと思いますけれども、そうすると漏れちゃうことがある。

LGBTQの問題も最近あって、様々な報道がされるようになって皆さんの認識が高まってきたから、その単なる男女の平等だけじゃなくて多様性の重視っていうところまで話が進むようになってきましたから、そういう形でもう少し中身がどんどん深まっていく、高度化されていくということがこれから必要になってくるんだろうと。

そのためにはやはり、これまでのやってきたことがなくなってしまうというよりは、これまでやってきたことをもっとこまめに丁寧にそれから細部でいるんな人たちの実際の具体的な要望や声に耳を傾けていくことによって、中身をもっと行動していくっていうようなことが必要になって、そのためにはやはり、この課題についてうちの方が今年はこれだけのことやったからこういう成果が上がったぞって皆さんが積極的に宣伝してくださるようになっていただけると、市民の側にも伝わっていくだろうと。

市民が市役所が何やってんのか知らないっていうのが一番まずいので、そこのところに力を入れていけるようになるためにも、これから先は中身を豊かにしていくことだなというふうに痛感いたしました。

今日の議題はここで締めさせていただき、あとは事務局の方でお願いしま す。

事務局

会長、副会長、大変ありがとうございました。 それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

8 (出席委員の署名欄)

(略)

ありがとうございました。

9 会議資料

別添のとおり